

福島県における復興祈念公園等の検討について

平成 26 年 10 月 27 日
企 画 調 整 部
土 木 部

1 趣旨

本県においては、東日本大震災から 3 年 7 ヶ月が経過し、津波被災地の復旧・復興事業が進むとともに、原子力被災市町村の避難指示解除の動きも出てきている。

このような状況の中、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承、福島への再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる施設の検討を開始することとしたい。

特に、復興祈念公園については、国の復興推進会議（H26.3）において被災 3 県に各 1 箇所整備するとの方針が示され、岩手県及び宮城県では、基本構想が策定されるなどの動きもあるところ。

2 検討の対象となる施設等

(1) 復興祈念公園

犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等を目的とし、国と地方が連携して整備する公園。

なお、国の方針により、岩手県、宮城県、福島県にそれぞれ 1 箇所ずつ整備することとされている。また、県の設置する復興祈念公園の中に、国が復興祈念施設（広場や丘など）を整備する方針となっている。

(2) アーカイブ拠点

原子力災害の記憶と教訓を後世に伝えるため、記録や資料の収集・保存、調査・研究、情報発信・展示、教育・交流・人材育成を行う拠点（建築物）。公園と丘・広場で構成される復興祈念公園とは別に、国による整備を要望しているが、拠点施設の具体的機能について検討を深める必要がある。

なお、アーカイブ拠点の必要性については、平成 26 年 6 月に取りまとめられたイノベーション・コースト構想にも盛り込まれている。

※ 震災遺構

震災の記憶と教訓を伝承するために保存される倒壊した建物等。今後、震災遺構の所在する市町村において検討。

なお、震災遺構の保存については、復興交付金を活用した対応方針が国から示されている。（各市町村 1 箇所）

3 本県における対応

新生ふくしま復興推進本部の下に、「東日本大震災における追悼、鎮魂等の施設検討プロジェクトチーム」（※）を設置し、県庁一丸となって復興祈念公園等の検討を進める。

※ 企画調整部、避難地域復興局、文化スポーツ局及び土木部の関係課長及び主幹により構成。（2 回開催：平成 26 年 10 月 9 日、平成 26 年 10 月 20 日）

(参考) 復興祈念公園のこれまでの経緯

H23.7 東日本大震災からの復興の基本方針

『地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘の施設の整備を検討する。』

H24.3 「東日本大震災に係る鎮魂及び復興の象徴となる都市公園の在り方検討業務」(23年度3次補正(11月)国土交通省)報告書(要旨)

『東日本大震災が未曾有の大震災であること等を踏まえると、国として、すべての犠牲者への追悼の思いを示す等の役割と責務を有すると思われ、地方との適切な役割分担の下、連携して検討を進める必要』

H26.3 復興推進会議:説明資料において「国営復興祈念施設の整備に向けた検討」「被災3県に各1箇所」と報告